

[参考資料]

関係法令

児童福祉法（昭和22年12月12日法律第164号）

第35条 国は、政令の定めるところにより、児童福祉施設（助産施設、母子生活支援施設、保育所及び幼保連携型認定こども園を除く。）を設置するものとする。

2 （略）

3 市町村は、厚生労働省令の定めるところにより、あらかじめ、厚生労働省令で定める事項を都道府県知事に届け出て、児童福祉施設を設置することができる。

4 国、都道府県及び市町村以外の者は、厚生労働省令の定めるところにより、都道府県知事の認可を得て、児童福祉施設を設置することができる。

5から12まで （略）

第39条 保育所は、保育を必要とする乳児・幼児を日々保護者の下から通わせて保育を行うことを目的とする施設（利用定員が20人以上であるものに限り、幼保連携型認定こども園を除く。）とする。

2 （略）

第59条 都道府県知事は、児童の福祉のため必要があると認めるときは、第6条の3第9項から第12項まで若しくは第36条から第44条まで（第39条の2を除く。）に規定する業務を目的とする施設であつて第35条第3項の届出若しくは認定こども園法第16条の届出をしていないもの又は第34条の15第2項若しくは第35条第4項の認可若しくは認定こども園法第17条第1項の認可を受けていないもの（前条の規定により児童福祉施設若しくは家庭的保育事業等の認可を取り消されたもの又は認定こども園法第22条第1項の規定により幼保連携型認定こども園の認可を取り消されたものを含む。）については、その施設の設置者若しくは管理者に対し、必要と認める事項の報告を求め、又は当該職員をして、その事務所若しくは施設に立ち入り、その施設の設備若しくは運営について必要な調査若しくは質問をさせることができる。この場合においては、その身分を証明する証票を携帯させなければならない。

2 （略）

3 都道府県知事は、児童の福祉のため必要があると認めるときは、第1項に規定する施設の設置者に対し、その施設の設備又は運営の改善その他の勧告をすることができる。

4 都道府県知事は、前項の勧告を受けた施設の設置者がその勧告に従わなかつたときは、その旨を公表することができる。

5 都道府県知事は、第1項に規定する施設について、児童の福祉のため必要があると認めるときは、都道府県児童福祉審議会の意見を聴き、その事業の停止又は施設の閉鎖を命ずることができる。

6 都道府県知事は、児童の生命又は身体の安全を確保するため緊急を要する場合で、あらかじめ都道府県児童福祉審議会の意見を聴くいとまがないときは、当該手続を経ないで前項の命令をすることができる。

7 (略)

認可外保育施設に対する指導監督要綱（昭和57年6月15日56福児母第990号）

[調査の実施]

第8条 知事は、原則として毎年度1回以上、別に定める計画に基づき、その職員をして定期的に認可外保育施設及び必要があると認めるときはその事務所に立ち入り、その設備及び運営について、設置者又は管理者に対して必要な調査又は質問（以下「立入調査」という。）を行わせる。

また、必要に応じて、保育従事者、事務職員及び利用児童の保護者等から事情を聴取する。

2から7まで (略)

8 第1項の規定による立入調査のほか、知事は、必要があると認めるときは、その職員をして、隨時に認可外保育施設及びその事務所に対し特別に立入調査（特別立入調査）を行わせる。

9 (略)

[改善勧告]

第10条 知事は、指導監督基準に適合せず、改善指導を行っても改善されない場合又は改善の見通しがない場合は、認可外保育施設の設置者又は管理者に対し、改善を勧告する。

なお、建物の構造等から速やかな改善が不可能と認められる施設については、移転に要する相当の猶予期間を付して、移転を勧告することができる。

2 (略)

3 第1項及び第2項の規定による改善勧告は、文書により通知するものとし、おおむね1か月以内の回答期限を付して、当該認可外保育施設から文書で報告を求める。

4 前項の規定により、勧告を受けた設置者又は管理者から、当該改善勧告に対する報告があった場合は、その改善状況を確認するため、特別立入調査を行う。また、回答期限が経過しても報告がない場合についても、特別立入調査を行う。

5 改善勧告に対して改善が行われていない場合には、改善勧告の内容及び改善が行われていない状況について、当該施設の利用者に対する周知を行い、公表する。

[事業の停止又は施設の閉鎖命令]

第11条 知事は、認可外保育施設の設置者又は管理者が前条の勧告に従わず、かつ、当該施設の設備又は運営が次の各号のいずれかに該当する場合には、法第59条第5項の規定により児童福祉審議会の意見を聴いて、その事業の停止又

は施設の閉鎖を命ずることができる。

- (1) 施設の設備又は運営が別表1の1から4まで及び10に定める基準（第3条ただし書の規定により、適用しない基準を除く。）のいずれかに適合していない場合
 - (2) 施設の設備又は運営が別表1の5から9までに定める基準（第3条ただし書の規定により、適用しない基準を除く。）に適合せず、かつ、著しく劣悪であると認められる場合
 - (3) 施設の設備又は運営が前各号に準ずる状態にあり、児童の福祉のため特に必要と認められる場合
- 2 知事は、前項の規定により事業の停止又は施設の閉鎖を命ずる場合には、当該施設の設置者又は管理者に対し弁明の機会を与える。この場合においては、あらかじめ書面をもって、弁明をなすべき日時、場所及び当該処分をなすべき理由を通知する。
- 3 及び4 (略)

認可外保育施設指導監督基準（認可外保育施設に対する指導監督要綱別表1）

5 保育内容

- (1) (略)
- (2) 保育従事者の保育姿勢
 - ア 児童の最善の利益を考慮し、保育サービスを実施する者として適切な姿勢であること。特に、施設の運営管理の任に当たる施設長（法第6条の3第1項に規定する業務を目的とする施設については、事業所長とする。）については、その職責にかんがみ、資質の向上及び適格性の確保が求められていること。
 - イ 保育所保育指針を理解する機会を設ける等、保育従事者の人間性及び専門性の向上に努めること。
 - ウ 児童に身体的苦痛を与えたり、人格を辱めることがない等、児童の人権に十分配慮すること。
しつけと称するか否かを問わず児童に身体的苦痛を与えてはならないこと。また、いわゆるネグレクトや差別的待遇などによる心理的苦痛も与えてはならないこと。
 - エ (略)
- (3) (略)

10 設置者の経営姿勢

設置者は、入所する児童の最善の利益を考慮し、その福祉を積極的に増進することに最もふさわしい保育を行うことを目的とした、適切な経営を行うこと。